

岩手県告示第709号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成25年9月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人滝沢市民ネットワーク
 - (2) 代表者の氏名 佐藤佳子
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢62番地702
- 3 定款に記載された目的 この法人は、滝沢村内の地域住民・NPO・行政等が対等な関係を築き、持続的なまちづくりを進めていくための中間支援組織として、まちづくりに関する支援協力、普及啓発、人材育成等の活動を行い、豊かで魅力的な地域の創造に貢献し、公益の増進に寄与することを目的とする。